



## 後期高齢者医療保険料の軽減制度が変わります

問 住民課 ☎ 932-1467(ダイヤルイン) ☎ 932-1151(内線116)

後期高齢者医療保険料の軽減制度が、次のように変わります。

### ▶ 後期高齢者医療保険料の均等割について

- ①軽減割合がこれまで9割軽減となっていた人は、2019年度は8割軽減に変わります。  
介護保険料は、所得が低い人の介護保険料負担軽減が強化されるとともに、所得の低い年金受給者の人へ年金生活者支援給付金の制度が始まります。

対象者の所得要件: 同一世帯内の被保険者および世帯主の軽減対象所得金額の合計額	軽減割合(均等割額の年額)		
	本則	2018年度	2019年度
33万円以下 (そのうち世帯の被保険者全員の年金収入が80万円以下で、その他各種所得なし)	7割 (16,825円)	9割 (5,608円)	8割 (11,217円)

- ②後期高齢者医療制度に加入する前日に被用者保険の被扶養者であった人の均等割の5割軽減(年額28,042円)は制度加入後2年間に限ります。  
このため、制度加入後2年を経過した人は2019年度から被扶養者に対する軽減措置は適用されません。  
※この制度とは別に世帯の所得が低い人に対する均等割軽減措置があり、双方を比較して軽減率が高い措置が優先して適用されます。詳しくは、お問い合わせください。  
なお、2019年度後期高齢者医療保険料納入通知書は7月中旬に発送予定です。

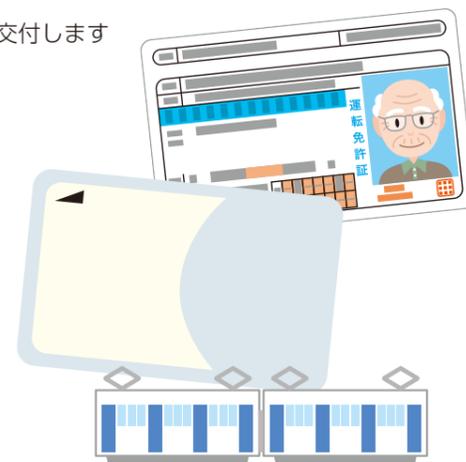


## 4月1日から運転免許証の自主返納を支援します

問 総務課 ☎ 932-1152(ダイヤルイン) ☎ 932-1151(内線318)

車の運転に不安や危険を感じていませんか?  
須恵町は自ら運転免許証を返納して、運転を卒業される人を応援します。  
支援内容は次のとおりです。

- ▶ **対象者** 次の要件をすべて満たす人
  - ①2019年4月1日以降に運転免許証を自主返納した人
  - ②運転免許証の自主返納時に、75歳以上85歳以下の人
  - ③須恵町に住民票がある人
- ▶ **支援内容** 対象年齢内で、毎年度40,000円相当のIC乗車券を交付します
- ▶ **申請方法** 次のものを持参し、総務課窓口で申請します
  - 申請書(総務課窓口備え付け)
  - 印鑑
  - 申請による運転免許証の取消通知書
  - 自主返納されたことが記載された運転免許証
 ※運転免許証自主返納については、粕屋警察署(☎ 939-0110)へお問い合わせください。
- ▶ **申請期間** 自主返納した日から6か月以内
- ▶ **交付について** 申請書類を審査し、後日郵送します。



問…問い合わせ先



## 2019年度 国民健康保険税の税率が改定されます

問 住民課 ☎ 932-1467(ダイヤルイン) ☎ 932-1151(内線117)

2019年1月に県から2019年度の納付金および標準保険税率の提示をうけ、2019年度国民健康保険(国保)税の税率を改定することになりました。

須恵町の国保では一人当たりの医療費が2016年度県内4位、2017年度県内3位と高医療費水準が続いているため医療分の税率改定額が大きくなっています。

国保加入者の皆さんには、新しい税率の国保税をご負担いただくこととなりますが、今後も国民健康保険の安定的な運営を図ってまいりますので、ご理解とご協力をお願いします。

なお、2019年度の国民健康保険税納税通知書は6月中旬に発送予定です。

### ▶ 2019年度からの新しい税率

( )内は2018年度の税率と金額

	所得割 【加入者の所得に応じる率】	均等割 【加入者1人あたりの額】	平等割 【加入世帯ごとの額】
医療分	8.4%(7.4%)	27,000円(25,000円)	28,000円(26,000円)
後期高齢者支援分	2.4%(変更なし)	7,000円(変更なし)	8,000円(9,000円)
介護分	2.1%(1.8%)	8,000円(変更なし)	7,000円(変更なし)

※介護分については40歳以上64歳までの被保険者が対象です。

### ▶ どれくらい国保税が変わるの?

#### モデル世帯の国保税額

#### ①高齢者(65~74歳)の1人暮らし

▶ 世帯主 所得 33万円以下(年金収入153万円以下)



改定前	改定後
20,100円	21,000円

#### ②夫婦(40~64歳)の2人暮らし

▶ 世帯主 所得 150万円(給与収入240万円)

配偶者 所得 0円



改定前	改定後
257,500円	277,700円

#### ③夫婦(40~64歳)と子ども1人(中学生)の3人暮らし

▶ 世帯主 所得 200万円(給与収入311万円)

配偶者 所得 0円



改定前	改定後
347,500円	376,200円

❗ 2019年度の国保税の試算ができます。2018年分(平成30年分)の源泉徴収票や確定申告書の控えを用意の上、住民課国民健康保険係までお問い合わせください。

### 国保税率上昇の抑制のため、皆さんへのお願い

- かかりつけ医やかかりつけ薬局を持ち、重複受診や重複服薬、薬の使い残しをやめましょう。また、ジェネリック医薬品を選択しましょう。
- 休日、早朝、夜間受診はできるだけ控え、また交通事故や犬に噛まれたなどの第三者行為での受診の場合は必ず届け出ましょう。
- 特定健康診査や特定保健指導を受け、生活習慣病の早期発見、早期治療を心がけましょう。

問…問い合わせ先